



産業廃棄物処分業許可証

住所 さいたま市浦和区仲町四丁目2番20号 エコ計画浦和ビル

氏名 株式会社 エコ計画

代表取締役 井上 綱隆

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）



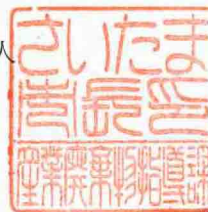
エコ計画

優

良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項
第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

さいたま市長 清水 勇 人



許可の年月日

令和 3 年10月26日

許可の有効年月日

令和10年 8 月31日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処分業

脱水：燃え殻、汚泥、動植物性残さ 以上3種類

破碎：廃プラスチック類 以上1種類

※1 産業廃棄物の種類に(*)のあるものは、石綿含有産業廃棄物を含む。

※2 産業廃棄物の種類に(#1)のあるものは、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3 産業廃棄物の種類に(#2)のあるものは、水銀含有ばいじん等を含む。

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限り。）を記載すること。）

別記1のとおり。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	内 容
平成元年 1 月 18 日	新規許可（県知事許可）
令和 3 年 10 月 26 日	更新許可（優良）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

本許可証は原本の写しであり、複写使用は無効です。

事業の用に供する施設の設置場所

No. 1 さいたま市桜区田島八丁目800番1、800番3 以上2筆（面積712.08㎡）

No. 2 さいたま市桜区田島八丁目1971番 以上1筆（面積836.36㎡）

処理施設の概要



No. 1

施設の種類	処理能力 (稼動時間)	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
脱水施設	6.00 m ³ /日 (8時間)	燃え殻 以上1種類	平成3年7月16日
	10.0 m ³ /日 (8時間)	汚泥、動植物性残さ 以上2種類	—

No. 2

施設の種類	処理能力 (稼動時間)	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	4.96 t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	平成5年3月18日

保管施設の概要

(処理前)

No. 1

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
燃え殻 以上1種類	1.14 m ²	1.10m (2000 ドラム缶 3個)
燃え殻 以上1種類	0.48 m ²	1.10m (2000 ドラム缶 1個)
汚泥 以上1種類	8.60 m ²	1.10m、4.20 m ³ (2000 ドラム缶、2 m ³ コンテナ)
汚泥 以上1種類	4.86 m ²	1.10m (2000 ドラム缶 12個)
動植物性残さ 以上1種類	5.72 m ²	1.10m (2000 ドラム缶 13個)
動植物性残さ 以上1種類	2.88 m ²	1.10m (2000 ドラム缶 8個)

No. 2

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類 以上1種類	42.0 m ²	0.50m (屋内) 16.6 m ³

(処理後)

No. 2

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類 以上1種類	18.8 m ²	3.50m (屋内) 65.8 m ³

本許可証は原本の写しであり、複写使用は無効です。